

「日常生活支援住居施設における支援理念」

2024年度日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者等研修
基礎講座

NPO法人抱樸 奥田知志

東八幡キリスト教会 NPO抱樸 ホームレス支援全国ネットワーク
日本伴走型支援協会 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
全国居住支援法人協議会 共生地域創造財団
全国日常生活支援住居施設協議会 日本福祉大学 客員教授

1, はじめに

能登の避難所にて ケーキの意味

マズローの欲求5段階説



支援は必要

しかし、

その人が生きる現実

総体としてのその人

名前のある個人

私は見てきただろうか？

そもそも支援とは？

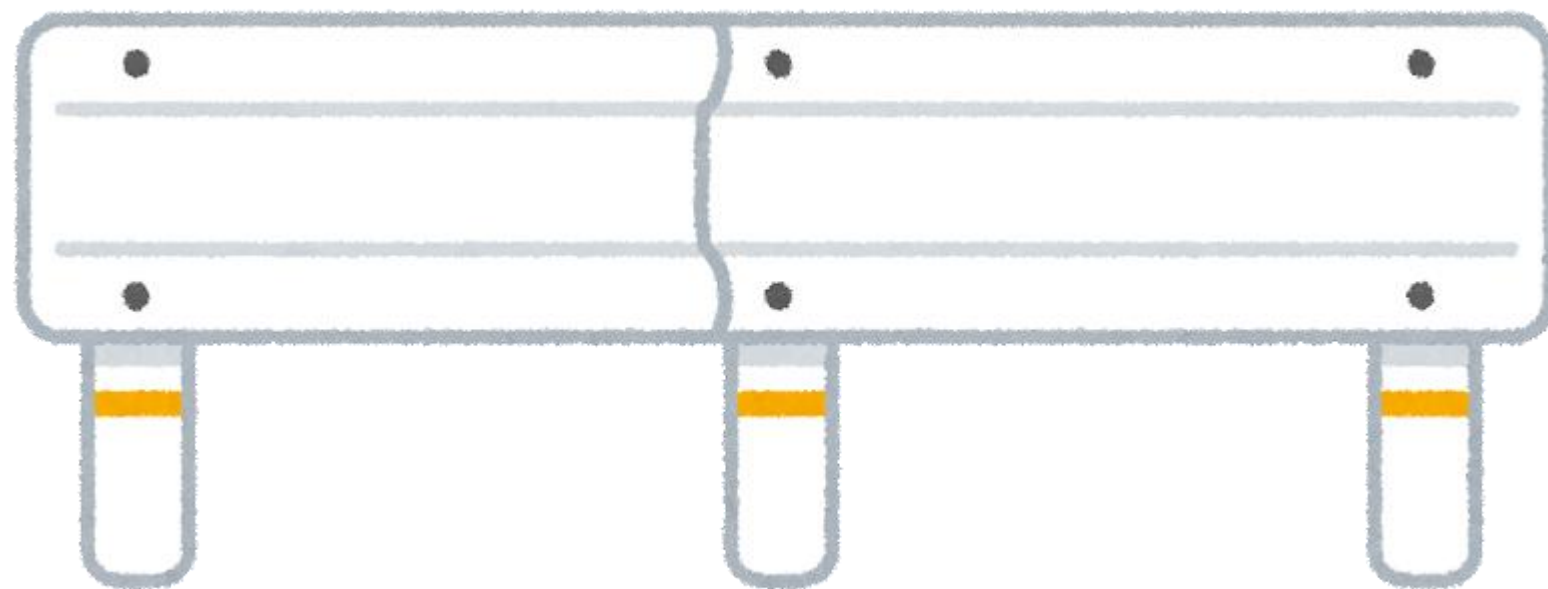
**「ソーシャルワークとは
社会福祉援助のことであり、
人々が生活していく上での問題を解決なり
緩和することで質の高い生活を支援し、
個人のウェルビーイングの状態を高めること
を目指していくこと」**

**日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告書
「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりの提案」
(平成15年6月24日)**

解決とは何か？

アルコール依存症 Mさんにとっての自立

ガードレール型支援



セーフティネット型



死ななない程度に失敗できる
失敗する権利
地域共生社会

アウトプット(目標)
アウトカム(目的)

解決型支援 伴走型支援

2、単身化と家族機能の社会化

昭和55年（1980年）

家族の風景
6割以上

第1位



42%

第2位



20%

第3位



20%

(資料) 内閣府男女共同参画局 (2022) 『結婚と家族をめぐる基礎データ』 2022年3月2日

2020年（40年後）

第1位



38%

单身増加
家族の不在

第2位



25%

...

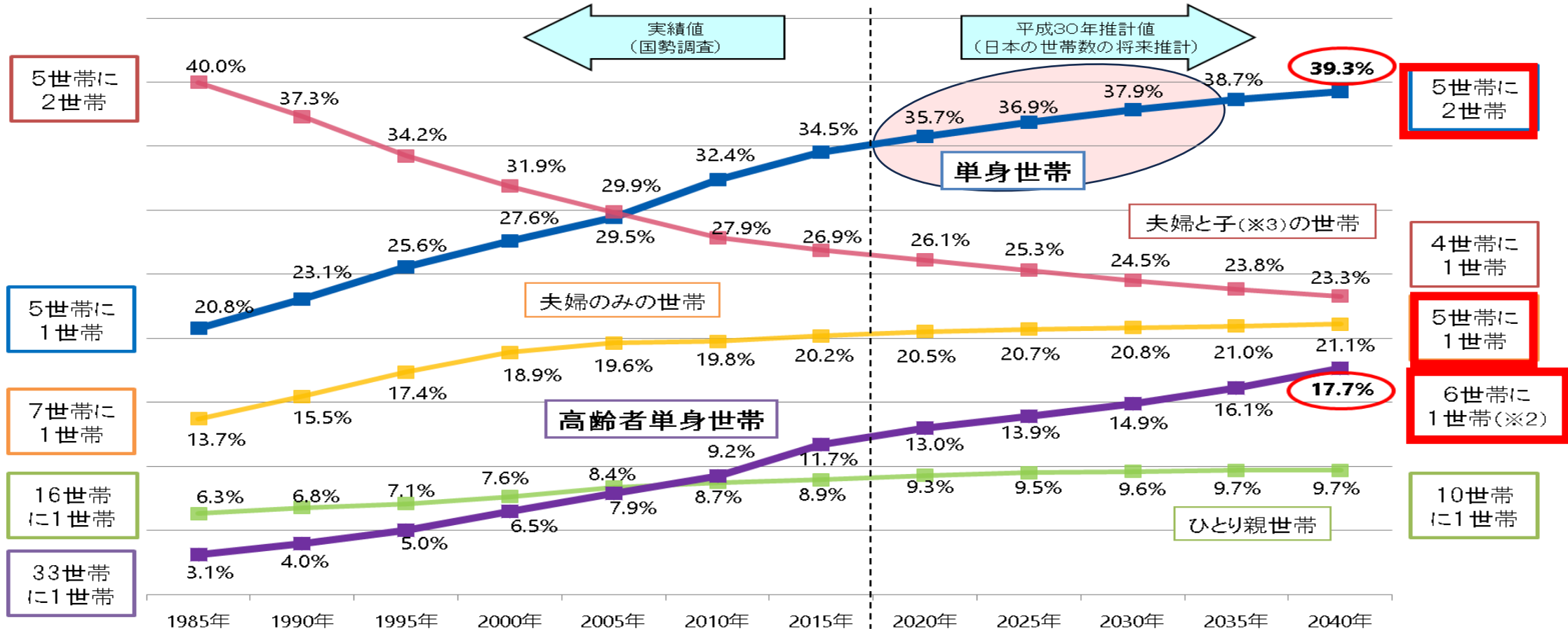
第5位



7%

世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。
- 単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))



出典：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 (全国推計)(2018年推計)」

病気の時や日常生活に必要な作業について頼れる人の有無 (国際比較)

(※複数回答)

	60歳以上の単身者が頼れる人 (2015年)				
	別居 家族	友人	近所の人	その他	頼れる人 なし
日本	67.3%	21.1%	15.8%	7.0%	12.9%
米国	55.9%	48.0%	27.0%	9.2%	13.1%
ドイツ	63.3%	46.0%	45.0%	5.9%	6.1%
スウェーデン	58.0%	49.1%	30.1%	9.6%	9.2%

(資料) 藤森克彦(2016)「単身高齢世帯(一人暮らし高齢者)の生活と意識に関する国際比較」(内閣府政策統括官(共生社会政策担当)『高齢者の生活と意識—第8回国際比較調査結果報告書』2016年3月)。

社会保障制度の前提 → 家族と住まい



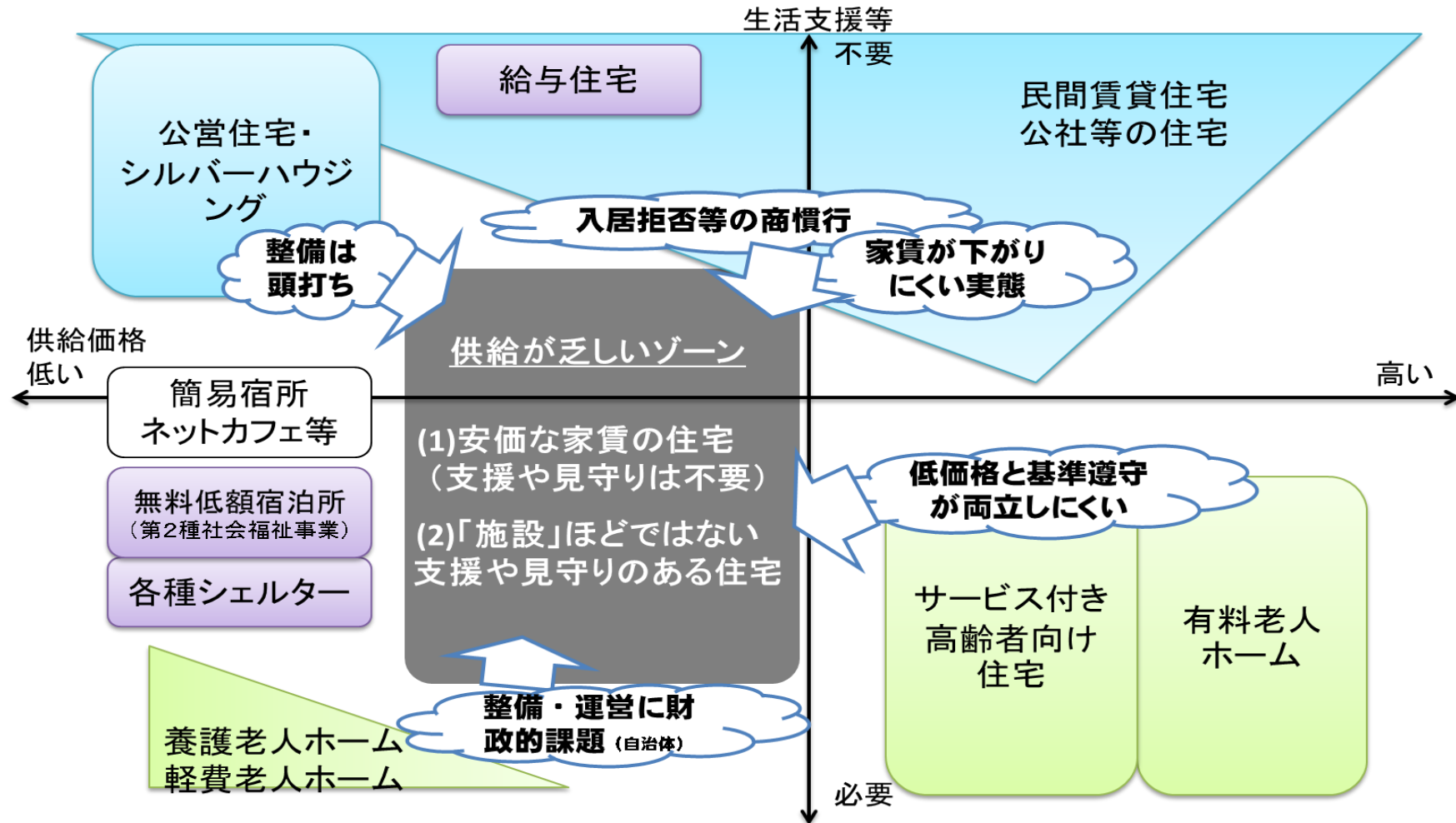
ここが
ある前提

日住の一丁目一番地 家族機能の社会化

3, 日住の位置

居住支援のフィールド・・・廉価と支援付

居住に関する資源を巡る課題



住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）（案）

住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱を進めていくことが必要。

対象者 支援施策	低所得	高齢者	障害者	子育て	DV	ケアリーバー
関係者の連携						
ハード面の供給	保護施設★ 無料低料宿泊所等	制度のすき間	制度のすき間	制度のすき間	制度のすき間	制度のすき間
連帯保証人・緊急連絡先の確保						
入居支援等 （相談、住宅情報、契約サポート、コーディネート等）	居住の安定確保支援事業 （生活保護受給者）★					
生活支援の提供	保護施設★ 一部の無料低料宿泊所等					

既存制度
非日常
身体ケア

居住支援のポジション
手前とすき間

家族機能

住宅確保
（引き受け）

社会参加
サードプレイス

制度の手前

名称

「日常生活支援住居施設」

「日常生活支援」

- 1) 制度支援の手前
 - ☞ 日常のステージにおける支援
(本来個別的自立的領域)
 - ☞ 家族機能の社会化
(『きづき』と『つなぎ』)
- 2) 専門的・個別的
 - ☞ 包括的個別支援計画
 - ☞ 他制度活用コーディネート

「住居」

1) 個人の領域（施設ではない）

- ☞ 賃貸借契約による個人の住宅
- ☞ 日常の場所（弱目的的）
- ☞ 利用期間制限無し
- ☞ 客を招き（下記参照）

2) 社会参加の入り口

ファーストプレイスとサードプレイス

※居住（きょじゅう、英語：Residence）とは、一定の住まいを定め、そこに住んで自分たちの生活を営むこと。その場所を居住地（きょじゅうち）といい、通常そこが自宅（じたく）とされ、そこへ帰ることを「帰宅（きたく）する」と称される。そこに家族の生活の拠点を定めて、寝食を共にし、子供を育て、客を招き、社会活動、経済活動を行い、生活をしていくこと。また、その意味から派生して、必ずしも住宅・住居に限らず、乗り物の室内のように、一定の空間を持ち、快適で満足感が得られる状態も居住性として語られることがある。

※住宅（ハコ）のみを指す概念ではない。

（フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』より）

「施設」

- 1) 目的のための建物などの設備（強目的的）
- 2) 支援を実施する場所
- 3) 職員・支援者と利用者の関係

■社会福祉住居施設（社会福祉法）

①無料低額宿泊所

1) 支援委託無し無料低額宿泊所

☞無料低額宿泊所

2) 支援委託あり無料低額宿泊所

☞日常生活支援住居施設

②委託無し無料低額宿泊所の強みと弱み

1) 入居対象者が限定されない

2) 運営（経営）が厳しい

③委託有り無料低額宿泊所の強みと弱み

1) 委託対象者が生活保護被保護者に限られる

2) 運営（経営）が比較的安定する

4, 日住の支援

省令における対象者

(対象者)

第七条 法第三十条第一項ただし書の規定に基づき、日常生活支援住居施設に入所させ、又は入所を委託する被保護者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況及び生活歴、その者が自立した日常生活及び社会生活を営むために解決すべき課題、活用可能な他の社会資源、その者とその家族との関係等を踏まえ、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者であって、入所を希望しているものとする。

■連携している機関と連携頻度

①「生活保護担当課」	100%
☞「毎日」	35.7%
☞「週1回以上」	26.2%
②「高齢福祉担当部局」	88.1%
③「地域包括支援センター」	85.7%
④「居宅介護支援事業所」「介護保険居宅サービス事業所」	69.0%
⑤「精神科医療機関」	85.7%
⑥「精神科以外の医療機関」	85.7%
⑦「訪問看護ステーション」	73.8%
⑧「歯科診療所」	66.7%

■入所者に関するトラブル

- ① 「飲酒問題」 92.9%
- ② 「迷子（目的地に行きたいがたどり着けない）」 88.1%
- ③ 「家賃滞納」 85.7%
- ④ 「喧嘩」 83.3%
- ⑤ 「万引き」 83.3%

■ 看取りまで行うことができるか？

「看取りまで行うことができる可能性がある」 34.1%

「看取りまで行うことは難しい」 65.9%

■ 看取りまで行えない理由

「介護やケアができる人材がない」

「もともと、通過施設として利用できる人を対象としている」

■ 「看取りまで行うことができる可能性がある」と回答した理由

「訪問診療や往診に対応可能な医師と連携が取れている」

「施設の理念にホスピスケアがあり、積極的に受け入れている」

【重点的要支援者の定義】

- (ア) 介護保険法の要支援者又は 要介護者
- (イ) 障害者
- (ウ) 精神科病院 から退院した者
- (エ) 精神疾患 により継続的に通院している者
- (オ) 刑余者

(カ) その他これらと同等の支援が必要な者として保護の実施機関が認めた者

日常生活支援住居施設の対象者の特徴

①利用期間

- 1) 短期利用型—自立支援重視
⇒自立支援必要（居宅設置・就労・生保受給申請など）
- 2) 長期利用型—生活安定重視
⇒安心して地域で暮らすための生活支援中心

②多様で複合的な生きづらさを抱えている

- 1) 制度につながっていない（使える制度を利用出来ていない）
- 2) 制度に収まらない—「はみだしがちな人たち」
- 3) 制度+制度外の支援が必要
- 4) 早急な解決困難
- 5) 総合的かつ個別の支援計画が重要

③孤立状態にある

- 1) 相談できる人がいない
- 2) 家族との縁が切れている
- 3) コミュニケーション困難
- 4) 社会に対する信頼が低い
- 5) 地域移行後に孤立するリスク大
- 6) 社会や地域への参加支援必要

④日常生活支援が必要

- 1) 生活自立レベルで課題を抱えている
- 2) 家族機能の社会化
⇒看取りの問題なども含む

5、伴走型支援

支援の両輪

①問題解決を目指す

 解決型支援

②つながり続けることを目指す

 伴走型支援

(厚生労働省重層的支援体制整備事業)

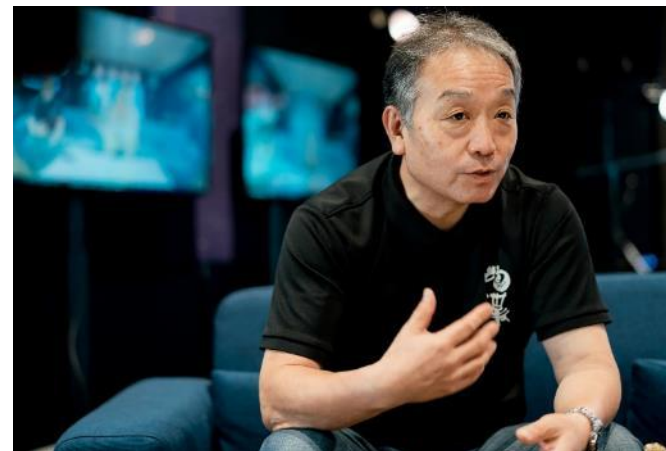
ホームレス状態
誰が見ても困っている
しかし、助けてと言えない
何が足りない？

その気

内発的な動機
外発的な動機



高橋源一郎さん 「人とのつながりがことばを生む」



奥田 つながりや関係が無くなることが問題

高橋 つながりが無くなるということは「ことばを失う」ということですね

奥田 「ことばを失う」ということは「その人の物語」が失われるということです

エサと弁当

社会保障（国の役割）

1 地域共生社会の理念とその射程

○日本の社会保障は、他の先進諸国同様に、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

現金給付と現物給付

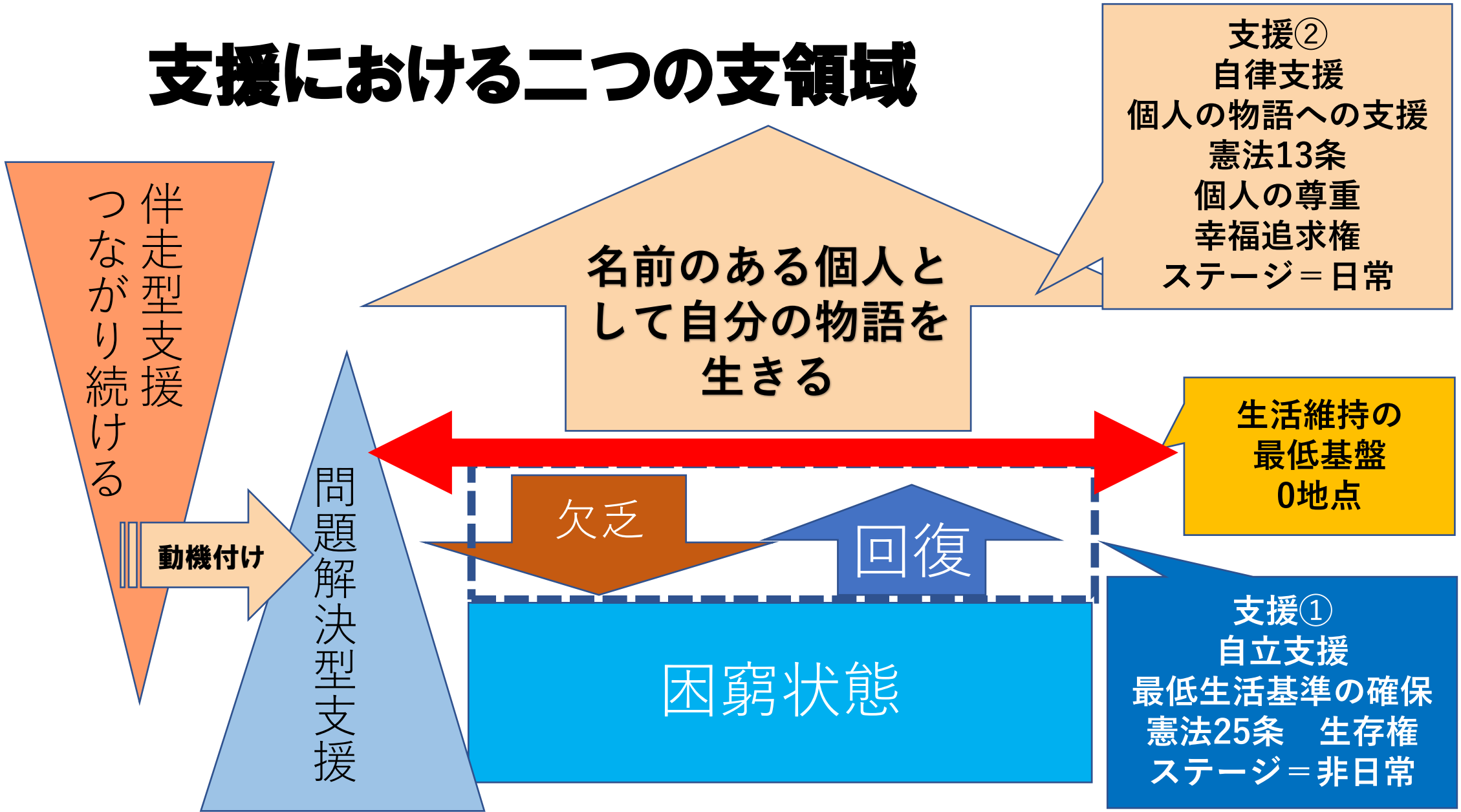
つながり

ことば

物語

意味・動機

支援における二つの支領域





共同代表
向谷地 生良さん

2022年9月より
日本福祉大学(通信)
において伴走型支援の講座が開港
受講者が「日本伴走型支援協会」の
主催のスクーリングを受講することで
「伴走型支援士」認定



共同代表
奥田知志

一般社団法人
日本伴走型支援協会



ご清聴ありがとうございました。
ござい ました。